



令和4年8月16日

航空局航空ネットワーク企画課

仙台国際空港(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第15条に基づく指定空港機能施設事業者である仙台国際空港株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第16条に基づき、本日(8月16日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 仙台空港

2. 申請者 仙台国際空港株式会社

3. 料金の上限

〈国内線〉

大人290円(満12歳以上)、小人150円(満3歳以上12歳未満※)

※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

〈国際線〉

大人700円(満12歳以上)、小人350円(満2歳以上12歳未満※)

※満2歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

4. その他

- ・ 料金の徴収開始時期 : 令和4年10月30日搭乗分から
- ・ 料金の徴収方法 : 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

03-5253-8111 太田(内線 49-114)、高以来(内線 49-107)

03-5253-8715(直通)

03-5253-1656(FAX)